

第 12 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和4年12月16日（金）午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則 ・ 7 野田 清太 ・ 14 池山 允敏 ・ 15 宮本 政春
16 中谷 秀也 ・ 18 結城 晋三 ・ 20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子 ・ 24 岡田 勇樹

以上9名

欠席部会委員 17 西森 偉統

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・野村事務局次長・増田担当副主幹

総合支所 久居：若松主査 一志：柴山担当副主幹
白山：谷担当副主幹 美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 22 中野 たつ子 ・ 24 岡田 勇樹

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 時効取得による所有権の移転について
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願いについて（所有権移転）
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）
議案第5号 農地法経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、早速、部会に入ります。
第12回の農地部会を開催させていただきます。
なお、新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合はマスク着用のまま、発言をお願いします。
本日の欠席は17番 西森委員の1名で出席委員数は9名でございます。
議事録署名委員に、24番 岡田委員、22番 中野委員、お二人よろしくお願いします。
本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。
- 事 務 局 それでは、議案書の1ページから2ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から13で、件数は13件、合計面積は田で27,948㎡でございます。これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

3ページから6ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から6で、件数は6件、合計面積は22,621㎡で、その内訳は田が17,730㎡、畑が4,542㎡、その他が山林と原野で349㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

7ページをお願いいたします。
報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。
番号1から2で、これらの案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。
以上、件数は2件、合計面積は畑で164㎡でございます。

8ページをお願いいたします。
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。
番号1 宅地造成
番号2 一般個人住宅用地
でございます。
以上、件数は2件、合計面積は345㎡で、その内訳は田が266㎡、畑が79㎡でございます。
報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入らせていただきます。
 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。
 事務局、説明願います。お願いします。

事務局 まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の11ページ、議案第3号 番号1と2をご覧ください。11ページになります。11ページの議案第3号の番号1と2をお願いいたします。
 この2件につきましては、取下げとなりましたことをご報告いたします。お手元の議案書から削除をお願いいたします。1番と2番の2件が取下げとなりましたので、削除をお願いいたします。
 それに伴いまして、14ページの合計欄をご覧ください。14ページになります。
 14ページの合計欄ですけれども、28筆のところを23筆。5筆引いていただきまして23筆になります。14ページになります。14ページの合計欄23筆で、面積の計を13,073。面積の計を13,073。田の面積のほうを5,435。5,435に訂正いただきますようお願いいたします。2件の取下げによりまして、23筆、合計13,073。田の面積5,435に訂正をお願いいたします。
 それでは、改めまして、9ページをお願いいたします。
 9ページ、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 竹原、申請地 美杉町竹原西ノ川原____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,901㎡、受人 ____、面積 5,354㎡、渡人 ____。
 譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は管理困難のためです。

番号2、地区 下之川、申請地 美杉町下之川向田____、登記地目・現況地目とも畑、面積 162㎡ 外1筆 合計面積 1,356㎡、受人 ____、面積 3,309㎡、渡人 ____。
 譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足による営農縮小のためです。

番号3、地区 八知、申請地 美杉町八知火ノ谷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 274㎡ 外2筆 合計面積 906㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。
 譲受理由は空き家取得に伴う新規営農のため、譲渡理由は空き家処分に伴う営農廃止のためです。

番号4、地区 下多気、申請地 美杉町下多気野登瀬____、登記地目・現況地目とも畑、面積 360㎡、受人 ____、面積 4,471㎡、渡人 ____。
 譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は遠方による管理困難のためです。

以上、件数は4件、合計面積は4, 523㎡で、その内訳は田が3, 095㎡、畑が1, 428㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1から4番、お願いします。

結城委員

18番、結城です。1番から4番まで説明をいたします。

まず、竹原が1番ですが、9日に地元推進委員、事務局で現地の確認をいたしました。渡人は管理ができないため、受人は農地を管理、景観の維持のためということで理由が書いてありました。

下之川の2番。これも9日に、地元推進委員、事務局で現地の確認をいたしました。渡人は父の死亡のために耕作ができないため、隣地で耕作する受人に譲り渡し、耕作をしていただくということでございます。

八知、3番。これも9日に地元推進委員、事務局で現地の確認をいたしました。渡人は、申請地を諸事情により申請地を処分したいということでございます。また、受人は、申請地及び住宅を取得して耕作し、また農地を管理していきたいということでございます。

下多気、4番。これも同じ9日に地元推進委員、事務局で現地の確認をいたしました。渡人は遠方にて管理ができないため売却をしたいということでございます。また、受人は隣地にて農地の拡大をしたいということで購入をするということでございます。

よろしく申し上げます。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。どうですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

よろしいですか。

それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願いについて（所有権移転）を議題とします。

事務局、説明お願いします。

事 務 局	10ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願いについて（所有権移転）でございます。 番号1、地区 下多気、申請地 美杉町下多気漆_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 512㎡、受人 _____、渡人 _____。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とすることを目的に、令和4年6月17日付にて許可を受けましたが、譲渡人が申請日時点で死亡していたため、許可の取消願いが提出されております。 この案件につきましては、議案第3号において改めて許可申請がなされております。 以上、件数は1件、面積は畑で512㎡でございます。 以上で説明終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。 説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。
結城委員	18番、結城です。これは、もう2か月ぐらい前に1回申請が出とって、ほんで、これも9日に地元推進委員と事務局で現地を確認したんですが、事務局の説明どおりであると思いますので、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。 地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。どうですか、これは。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいですか。 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第2号については承認することに決定したいと思います。 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。 事務局、説明願います。お願いします。
事 務 局	11ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。 番号3、地区 久居、申請地 戸木町北興_____、登記地目・現況地目と

も田、面積 678㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は412.6㎡、パネルの設置率は43.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 久居、申請地 新家町落合____、登記地目・現況地目とも畑、面積 42㎡ 外2筆 合計面積 707㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は547.6㎡、パネルの設置率は77.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

12ページをお願いいたします。

番号5、地区 久居、申請地 新家町落合____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,152㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は547.6㎡、パネルの設置率は47.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 栗葉、申請地 庄田町馬廻り____、登記地目・現況地目とも畑、面積 231㎡ 外1筆 合計面積 486㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を駐車場用地兼資材置場用地とするものです。

申請地の隣地が受人の事業用地であるため、それを拡張する計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 栗葉、申請地 森町池田____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,157㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を従業員用寄宿舍用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 栗葉、申請地 森町森垣内____、登記地目・現況地目とも畑、面積 582㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 川合、申請地 一志町小山鳥居ノ本____、登記地目・現況地目とも畑、面積 296㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 高岡、申請地 一志町田尻世古出____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 458㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地・駐車場用地とするものです。

昭和60年頃より申請の用途で利用してきた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 高岡、申請地 一志町田尻世古出____、登記地目 畑、
現況地目 雑種地、面積 131㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を庭用地とするものです。

昭和60年頃より申請の用途で利用してきた旨の始末書の提出がありますこと
から、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

13ページをお願いいたします。

番号12、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬川原出____、登記地目・現
況地目とも畑、面積 965㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は387.6㎡、パネルの設置率は40.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 八ツ山、申請地 白山町山田野口大山____、登記地目・
現況地目とも田、面積 674㎡ 外1筆 合計面積 1,338㎡、受人 ____
____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は478.5㎡、パネルの設置率は43.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 川口、申請地 白山町川口宮ノ西____、登記地目・現
況地目とも田、面積 800㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は438.4㎡、パネルの設置率は54.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 川口、申請地 白山町川口宮ノ西____、登記地目・現
況地目とも田、面積 692㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は340.4㎡、パネルの設置率は49.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 川口、申請地 白山町川口宮ノ西____、登記地目・現
況地目とも田、面積 989㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は438.4㎡、パネルの設置率は44.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 八知、申請地 美杉町八知大倉地____、登記地目・現
況地目とも田、面積 737㎡ 外1筆 合計面積 938㎡、受人 ____
____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は340.6㎡、不整形地のため、パネルの設置率は36.

4 %になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

14ページをお願いいたします。

番号18、地区 八知、申請地 美杉町八知森____、登記地目・現況地目とも畑、面積 948㎡ 外1筆 合計面積 1,192㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は441.1㎡、不整形地のため、パネルの設置率は37 %になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 下多気、申請地 美杉町下多気漆____、登記地目・現況地目とも畑、面積 512㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は414.8㎡、パネルの設置率は81 %になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は17件、合計面積は13,073㎡で、その内訳は田が5,435㎡、畑が7,638㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

3番から5番、お願いします。

田口委員

6番、田口です。9日に現地を確認させていただきました。

3番について、地元推進委員の3名と、それから印南さん、そして諸戸さんと中野さんと野田さんの委員と、それから事務局で見てまいりました。これ、もう事務局の説明どおりでございます。何ら問題ないと思います。

4番、これも同じ日に見てまいりました。これも事務局の説明どおりでございます。何も問題ないと思います。

5番は、これは推進委員の3名、事務局と諸戸さんと野田さんと中野さんの委員でございます。これも何ら問題、4番、5番も話は一緒ですので、これも何ら問題ないと思います。太陽光ばかりできている地区でございますので、問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

6番から8番、お願いします。

野田委員

7番、野田です。6番。12月9日に、諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員4名と事務局で見てきました。事務局の説明どおりでございます。会社の隣の農地を駐車場用地に使用したいということでございます。関係

者への了解も取りつけておるということでございますので、問題はないものと思います。

7番でございます。これも6番と同じメンバーで見てきました。周辺は、もう団地開発がされておりまして、関係者への了解も得ているということから、問題はないものと思われます。

8番。これも同じく7番と同じメンバーで見えてまいりました。当該場所は集落の中に存在しています農地で、関係者にも了解を得ていることから、問題はないものと思われます。

以上でございます。

議 長

9番。お願いします。

池山委員

14番、池山です。12月9日に地元推進委員と、宮本さん、それに事務局で現地確認をしております。

9番の小山鳥居ノ本というのは、毎回のように出てくる地域でございまして、ちょうど_____南側すぐのところで、周辺はもう既に住宅が建ち並んできているその間で、もう既に耕作されていない畑でございました。全体として問題なかろうということでございます。

10番、11番。これは隣り合わせの物件でございまして、ちょうど_____がございましてすぐ西隣、田尻の真ん中でございまして、その一角で、両方とも荒れた状況でございましてけれども、片方、10番のところは資材置場にしたいということで申請が上がっております。

それから11番は、それもすぐ隣、隣接したところでございまして、これは違う方が自分の住宅の続きの庭にしたいということで申請が出ておりまして、これも地元推進委員、農業委員ともに問題なかろうということと判断しております。

それから、12番。12番は、地域は波瀬でございまして、_____ところでございまして、もう既に周辺は太陽光のパネルで埋まっている状況でございまして、その残された畑、そこが965㎡、それを太陽光を設置したいという申請でございました。地元の委員も、この状態であれば致し方ないというふうに判断をいたしました。

以上でございます。

議 長

ありがとうございます。

13番から16番。

岡田委員

24番、岡田です。11月9日に、中谷委員、それから西森委員、それと私と地元推進委員さん、それから事務局とで立会いをさせていただきました。場所は、_____というのがあるんですけども、そのちょうど西側にあるところでございまして。この田んぼの周りなんですけれども、家は何軒かあるんですけども、大半は空き家になっていまして、住んでいるところの方とか隣地の方には許可をもらったというふうなことを聞いております。周りの田畑も、もうほとんどが荒れた状態になっているということで、_____の方と、排水関係だけしっかりちゃんとしてほしいということで立会いのほうさせていただきました。問題ないと思います。

議 長	ありがとうございます。 14、15、16番お願いします。
中谷委員	16番、中谷です。12月9日に、西森、岡田、中谷、3名の農業委員と、地元推進委員、それと白山の事務局で見てまいりました。14、15は_____の南西、16番は北西に当たる_____から近いところです。このあたり、ぽつぽつと太陽光パネルが増えだしたところで、渡人も高齢になってきているということで、致し方ないのかなというような状況です。 以上です。
議 長	ありがとうございます。 17から19番お願いします。
結城委員	18番、結城です。 まず、八知、17番ですが、9日に、地元推進委員、事務局で現地の確認をいたしております。詳細は、放っておくよりも太陽光したほうがよいと。それで太陽光設備に利用したいということでございます。 次は18番。18番は、これも9日に現地の確認をいたしております。地元推進委員、事務局で現地の確認をいたしました。受人が電力小売業の実施をしたいということでございます。その申請でございます。 次、19番、下多気ですが、地元推進委員、事務局で現地の確認をいたしました。渡人は申請地の管理ができず、受人は太陽光発電設備の設置につき申請地を取得したいということでございます。 以上です。
議 長	ありがとうございます。 地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。どうですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいですか。 あ、ちょっとその前に、1と2は取下げですか。
事 務 局	取下げです。
議 長	どういうことで取り下げられたのか。
事 務 局	土地改良区のほうとは結局まだ話がついていないので、ということです。話がついたらまた改めて出していただくということになります。
議 長	ありがとうございます。 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>

議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題とします。 事務局、説明願います。
事 務 局	15 ページをお願いいたします。 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。 番号 1、地区 栗葉、申請地 稲葉町北出_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 578㎡、借人 _____、貸人 _____。 これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。 農地区分は、第 2 種農地と判断されます。 番号 2、地区 高岡、申請地 一志町高野垣外_____、登記地目・現況地目とも田、面積 499㎡、借人 _____、貸人 _____。 これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。 農地区分は、第 2 種農地と判断されます。 番号 3、地区 大三、申請地 白山町二本木河内丸_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,755㎡のうち 341㎡、借人 _____、貸人 _____。 これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。 農地区分は、農用地区域内農業用施設用地と判断されます。 以上、件数は 3 件、合計面積は 1,418㎡で、その内訳は田が 840㎡、畑が 578㎡でございます。 これらの案件につきましても、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。 事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。 1 番、お願いします。
野田委員	7 番の野田でございます。12 月 9 日に、諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員 4 名、久居事務局で見てまいりました。同居をしていますけれども、子供夫婦の住宅を建築するものでございます。関係者には了解済みであることから、問題はないものと思われます。 以上です。
議 長	ありがとうございます。 2 番、お願いします。
池山委員	14 番、池山です。12 月 9 日に地域の利用推進委員と、それから農業委員で現場確認をしております。ぽつぽつと住宅に開発されているところでござい

まして、野菜を作っている畑、田んぼの真ん中あたりでございますが、ちょうど1枚の物件を道路沿いの部分だけを住宅に使うと。その奥が田んぼのまま、農地のまま残るということになるので、そのあたりについてちょっと確認をする必要があろうかということで、奥への通路の問題、それから水利の問題等で、今後そういう問題が出なければいいなということが意見として出ました。そのすぐ1枚置いて隣も同じような状況で、道路に面しているところだけ住宅開発されて、その後ろで野菜が作られているというふうな状況でございます、同じような状況になるので問題はなかろう、というのが大勢の意見でございます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。
3番お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。12月9日に、西森、岡田、中谷の3委員と地元推進委員、白山の事務局で見てまいりました。_____さん、_____になります。今般、作業も増え、作業効率を上げるということで、新しく乾燥施設を建てるということでした。大型の乾燥機を入れるということでしたので、ほこり等の問題はどうかという話も出ましたが、なるべく出ないようにという対策を立てて、近隣に迷惑をかけないようにするということでしたので、何ら問題はないかと思います。
よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
地元委員より説明がございましたが、皆様方のご意見をお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思います。
次に、別冊としてお配りいたしました議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
事務局、説明願います。

事務局 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。
それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
各地区別に、下の合計欄で説明させていただきます。
久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で51,907㎡、畑の賃

貸借、使用貸借で1, 617㎡、契約件数は23件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で59, 409㎡、畑の使用貸借で568㎡、契約件数は21件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借で2, 057㎡、畑の使用貸借で753. 91㎡、契約件数は2件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で3, 330㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて116, 703㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で2, 938. 91㎡、合計契約件数は47件、合計面積は119, 641. 91㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、久居地区17件、一志地区20件、白山地区1件で、合計38件、合計面積は107, 449㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で80. 9%、面積で89. 8%となっております。

続きまして、農地中間管理事業を利用した案件についてご説明をいたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものにつきましては、農用地利用集積計画の概要の整理番号の左側欄外のアルファベットにNを記載しております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、2ページからの農用地利用集積計画の概要でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたが、まず初めに議事参与に関する農業委員に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、先にご審議をお願いします。

____委員の8からです。一時退室願います。

野田委員 お願いします。

< 退 室 >

議長 それでは、整理番号8 外1件について、どうです、皆さん。いかがでしょう。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました2件について、ご異議ございませんか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 この案件につきましては、適正であると認め、市長に進達することといたします。 入室をお願いします。 < 入 室 >
野田委員	ありがとうございました。
議 長	それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、皆さん、ご審議をお願いします。どうですか。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することといたします。ありがとうございます。 以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。 これをもちまして、第１２回第２農地部会を閉会します。 午後２時４４分

上記は、第１２回第２農地部会の議事を録したものである。

令和４年１２月１６日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____